

1. 個人の方

所得税

税額控除あるいは所得控除のどちらかを選択し、所轄の税務署で確定申告を行ってください。

■ 税額控除

$$\left(\begin{array}{c} \text{寄附金合計額} \\ \text{年間総所得金額の} \\ \text{40\%まで} \end{array} - 2,000\text{円} \right) \times 40\% = \begin{array}{c} \text{税額控除額} \\ \text{所得税の25\%まで} \end{array}$$

確定申告時に「領収書」と「税額控除に係る証明書（写）」をご提出ください。

■ 所得控除

$$\begin{array}{c} \text{寄附金合計額} \\ \text{年間総所得金額の} \\ \text{40\%まで} \end{array} - 2,000\text{円} = \begin{array}{c} \text{所得控除額} \end{array}$$

確定申告時に「領収書」と「特定公益増進法人の証明書（写）」をご提出ください。

個人住民税

香川県に住民登録されている方が対象です。所轄の税務署で確定申告を行ってください。

■ 税額控除

$$\left(\begin{array}{c} \text{寄附金合計額} \\ \text{年間総所得金額の} \\ \text{30\%まで} \end{array} - 2,000\text{円} \right) \times \begin{array}{c} 4\% \\ \text{or} \\ 10\% \\ ※ \end{array} = \begin{array}{c} \text{税額控除額} \end{array}$$

確定申告時に「領収書」をご提出ください。寄付先は「四国学院大学」とご記入ください。

※お住まいの市町村により控除率が変わります。

県民税（4%）は寄付を頂いた香川県に住民登録されている方全員に適用されます。

市町村民税（6%）は、市町村が控除指定しているか否かによります。
詳しくはお住まいの市町村にお問合せください。

市町村民税も対象の場合は、県民税と合わせて控除率10%となります。

2. 法人の方

一般の寄附金の損金算入限度額に相当する金額まで、別枠で損金算入することができます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{資本金} \\ \times \\ \frac{\text{当期の月数}}{12} \\ \times \\ \frac{3.75}{1,000} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得金額} \\ \times \\ \frac{6.25}{100} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{c} \text{損金算入限度額} \end{array}$$